



2022年10月27日放送

## 学薬アワー 文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』について

横浜薬科大学 レギュラトリーサイエンス研究室  
教授 小出 彰宏

新型コロナウイルス感染症は今なお収束の兆しが見えず、今年の冬には、インフルエンザとの同時流行も懸念されています。こうした中でも、学校は、児童生徒が教育を受けられるように、学校における感染の拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。文部科学省は、学校における新型コロナウイルス感染症対策の参考になるように、令和2年5月22日に『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を公表し、衛生管理の具体的な事項を示しています。

このマニュアルは、新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しが行われており、現在は、令和4年4月1日に公表された version8 が最新版となります。学校は、このマニュアルを参考にしながら、各学校の特徴を踏まえて適宜対応することになります。

### マニュアル version8

マニュアル version8 は、6章からなり、第1章は、学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況とその分析結果を示した上で、子供への感染の特徴、学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方、地域感染レベルに応じた学校の行動基準、並びに、教育委員会及び学校の役割と家庭との連携について記載しています。

第2章は、学校における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な取組方法などを記載しています。具体的には、児童生徒等への指導内容や基本的な感染症対策方法、集団感染リスクへの対応についてです。この部分については後ほどお話しさせていただきます。

さらにこの章では、重症化のリスクの高い児童生徒への対応、新型コロナウイルスワクチンについての考え方、出席停止等の取扱い、児童生徒及び職員の心身の状況の把握と心のケアについても記載しています。

第3章では、具体的な活動場面ごとの予防対策について記載しています。各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」を例示し、地域の感染レベルごとに具体的な対応方法及び全体を通じての留意事項を示しています。

また、入学式や卒業式などの儀式的行事、修学旅行、部活動、給食等の食事をとる場面、登下校などにおける留意事項を記載しています。

第4章は、感染が広がった場合における対応について記載しています。

感染拡大前から、学校設置者と都道府県等の衛生主管部局が連携することが重要であり、学校において感染者等が発生した場合にどのように対応するのか、臨時休業についてどのように判断するのかについて示しています。

また、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導の考え方、地域住民や保護者等への情報提供についての留意点についても記載しています。

第5章は、幼稚園において特に留意すべき事項についてで、幼稚園は幼児特有の事情を考慮して対応する必要があるため、別項目として取り上げられています。

第6章は、寮や寄宿舎における感染症対策についてです。寮や寄宿舎ではこれまでもクラスターが発生していることもあり、居室における感染症対策と、食堂・浴室・トイレなどの共用スペースにおける感染症対策について記載しています。

このように、本マニュアルでは、第3章から第6章では、主に学校における各場面での対応について記載していますが、その基本となる感染症対策は、第2章に記載されています。

## 基本的な感染症対策について

それでは、ここからは第2章の基本的な感染症対策について詳細にお話ししたいと思います。基本的な感染症対策は、3つのポイントを踏まえて取り組みます。1つ目が感染源を絶つこと、2つ目が感染経路を絶つこと、3つ目が抵抗力を高めることです。ここでは「感染源を絶つこと」及び「感染経路を絶つこと」について説明します。

1つ目の感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。そのためには、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を行い、発熱や咳等の症状がある場合には登校しないことを徹底します。また、登校時に、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握し、登校時に発熱等の症状がみられた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

次に2つ目の感染経路を絶つためには、密閉、密集、密接のいわゆる3密の回避、手洗いなどの手指衛生、清掃・消毒などが大切です。このうち、手洗いなどの手指衛生と消毒は接触感染の対策になります。手洗いは洗い方が重要であり、30秒程度かけて、水と石けんで

丁寧に洗います。また、手洗いのタイミングは6つあり、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時、給食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のモノを触ったときです。

消毒も接触感染の対策となりますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることから、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。このため、マニュアルでは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルスに対して効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないとし、普段の清掃・消毒のポイントのほとんどにおいて、特別な消毒作業の必要はないとしています。

また、清掃活動とは別に消毒作業を行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要であり、実施する場合であっても、極力、教員ではなく、教員業務支援員等の活用や業務委託等を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要としています。

なお、その場合、新型コロナウイルスに対して有効性が認められた消毒液や家庭用洗剤を使用します。有効性や使用方法については、学校薬剤師に相談するなど、学校薬剤師との連携も重要になります。

密閉、密集、密接のいわゆる3密の回避は、感染経路を絶つことですが、このマニュアルでは、「集団感染のリスクへの対応」という別の項目に記載しています。

密閉の回避は、換気の徹底です。換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中常時換気を行う場合、必ずしも窓を広く開ける必要はなく、対角線上に10cm～20cm開けておくだけで十分に換気できることが学校薬剤師から報告されています。ほとんどの場合において、学校環境衛生基準に規定されている1,500ppmを下回っており、1,000ppm以下で維持管理できているケースも多く見られます。

なお、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、気候に応じて、補完的な装置も検討して、できる限り1,000ppm相当の換気に取り組むことが望ましいとしています。

十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するためには、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の日安としてCO<sub>2</sub>モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが効果的であると考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症対策分科会は、学校の更衣室や移動用の車両のような一時的に生徒が多く集まる場所における換気対策を求めています。そのため、更衣室の二酸化炭素濃度を測定するようにし、必要に応じて、換気の改善や、同時に利用する人数の制限をするなどの対策を講じるようにします。

次に、密集の回避についてですが、これは、身体的距離の確保になります。人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束

した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることに変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

密接の回避については、マスクの着用になります。学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の内容や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応します。

最後になりますが、公益財団法人日本学校保健会では、文部科学省の補助事業で、令和4年3月に「学校における感染症対策実践事例集」を作成しています。これは、文部科学省のマニュアルに示されている学校の衛生管理に関する具体的な事項を参考に、各学校及び地域の状況を踏まえて行われた衛生管理のみならず、感染症対策の児童生徒への指導、感染症に関する教育、心のケアや差別偏見に対する取組などの好事例を紹介しています。

本日お話しさせていただいた、文部科学省のマニュアルとともに参考にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。